

三重県における集团的土地利用の形成過程と土地利用組織*

** **
小河内一司 伊達一郎

Land Use by Group Farming in Mie Prefecture

Hitoshi KOGOUCI, Ichiro DATE

1. 三重県における水田農業の再編と課題

三重県の水田耕地は61千haで、1戸当りの平均所有耕地は67aと零細であり、しかも高い水田率80%が示すように水田農業が基幹をなしている。他方、農業の機械化が一貫して全国水準を上まわっており、これは稲作の機械化に導かれたものであって、積極的な経営組織の複合化、あるいは経営規模の拡大に貢献しているとはいえず、もっぱら農業の兼業化を促進することにつながってきた。そうした大きな兼業化のながれに歯どめをかけるためにも、個別あるいは集団による経営規模の拡大および経営組織の複合化への展開という困難な課題が、現在、本県における行政施策の重要な課題となつてつきつけられているのである。しかし本県のこうした水稻単作的な水田利用が、今次の水田利用再編事業の実施に直面して、新たに多くの困難をもたらしているが、しかし同時にそれは外部強制として、単作構造から転換する役割を果しているともいえる。

ともかく、55年度には、約1万haの転作等の面積をこなしており、うち麦・大豆・飼料作物のいわゆる特定作物が全体の2分の1以上、また野菜も逡増して、1400haを実現するに至っているのである。なかでも注目すべきは、水田転作の集团的対応の増大ということである。しかし、稲作転換への積極的な取り組みにもかかわらずその技術的基礎ともいべき水田の汎用的利用の促進については、いわゆる生産安定技術の確立といった技術問題を始め、土地利用権の調整問題、あるいは生産の担い手形成といった経済的制度的な条件の整備を含む広汎な

成立課題を残している。

こゝでは視点を水田利用における個別的な対応の限界に挑戦するための集团的な対応、すなわち集团的な土地利用の成立条件の解明について分析を進める。これまでの所見に基づいて問題を整理すると、まず集团的土地利用が成立するためには、土地利用権の何らかの調整が必要であるといふことが必要条件であるとみられる。つゞいてとくにその利用主体としての水田作受委託組織形成がその促進のための要件と考えられる。したがって次の課題に編成し直して検討することとする。

- (1) 受委託組織の発展と経営管理主体形成との関係
- (2) 大型機械による土地利用の集団管理の経済性
- (3) 集团的土地利用推進の要件と関係農家の要求

そのための研究方法として、実態調査の対象類型を、(1)造成田における集团的土地利用(度会郡玉城町原、麦～大豆)、(2)二毛作水田集落における集团的土地利用(一志町庄村・麦作)、(3)集落土地利用協定と受託組織(孤野町大強原、麦作～大豆)の集团的対応の3類型を選びそれぞれ集落で実態調査を行なった。なお、調査期間は昭54年4月～昭57年3月の3ケ年間にわたり、記録・記帳委託・ききとり調査・アンケート調査によって資料収集を行なった。

なお、この調査研究は、愛知・栃木・埼玉・三重4県の協定研究として行われた「集团的土地利用の条件解明と組織化手順」の三重県担当部分の報告である。

2. 集团的土地利用の実態

1) 集団営農の実態

* 57年3月関東東山東海ブロック会議経営分科会で報告

** 営農部

表1 集落における水田受託組織と土地の流動化調査結果一覧

	玉城町(旧東外城田地区)原		一志町(
立地条件	南勢、名古屋100km、大阪120km、伊勢、松阪へ20~30km 標高40m 林野率40%、平担一部谷地田、水田率84.1% 大規模型(1.5ha以上34.9%)第4紀古層、赤色黄土 耕地：田111.5ha、畑10.7、樹10.4、農家数109戸(専5、 1兼392兼65)、は場整備済、河川、溜池灌漑、乾田80% 半湿田20%である。なお、土地改良総合整備事業を実施中		中勢、名古屋80km、大 野率1%平地、水田率8 (%)沖積、灰色低地土、耕 37戸(専2、1兼22 高野井用水による水規制 る麦作重点地区(転作奨		
集落の土地利用	イネ・柿・飼料作〔転作〕大豆・麦・加工トマト		イネ〜ムギ、イネ〜野菜		
集団化の対応 (作付の調整)	I 造成地：集団栽培、II 既耕地：貸借 I ①対象地：畑転換田7.2ha ②集団栽培の推進：土地改良の役員が中心、集団地は38戸の所 有農家で構成、うち27戸が耕作、11戸は委託 ③対象作物：大豆・小麦 II ①集団作付の実施を区の事業とし、転作対策委員会を発足 S56 集団化対応は不発であった。 ②転作作付の過不足調整は部落で条件を決める。実行は相対処理 (委託料は米90kg)		集団栽培 ①転作推進体制：区長= 実行組合長)協力員 ②作付地の調整 農家実行組合作付け集 ③麦作生産 農家実行組合執行部委		
生産主体	I 原地区大豆・麦生産組合 生産体制：改良区の役員が中心となって経営する。 機械作業は委託 人力作業は組合員の出役による。 II 機械作業受託者(機械銀行登録) M就業者：男42才、女38才、労働手段：自脱コンバイン2/2 台、トラクタ2/2台、田植機2、耕耘機1、乾燥機1、運搬車 2、経営耕地：田5.4ha(うち借地3.7)、畑0.1、樹園地(柿)0.6 作業受託：耕起1.0ha、代かき0.6、育苗1.0ha、田植1.0ha 刈取0.6ha T就業者：男39才、女33才、労働手段：コンバイン2/2、 田植機2台、耕耘機テラー、乾燥機各1台、経営耕地：田3.4 ha(うち借地1.9)畑0.2、樹園地0.2、作業受託：耕起1.0ha 田植0.6ha、代かき1.0、刈取0.3		庄村農家実行組合(=機 (麦作生産) 資本：1万あて出資 業態：機械利用組合内容 構成：希望者による参加 機械装備：トラクタ2台 台、施肥播種機(コバ 自脱コンバイン(クボ 事業内容と実績：(イネ (ムギ 出役体制：専任オペによ 下舞は組合員		
生産実態	労働力	(大豆)		(麦)	
	使用機械	基幹2人 補助3人	基幹2人 補助1人	労働力	輪番8人
	対象規模	7.4ha	6.1ha	対象規模	26.3ha

旧川合地区)庄村	菰野町(旧鵜川原地区)大強原		
阪100km、津へ15km。標高20m、林8.4%、中規模型(1.0~1.5haが32.4地：田31.0ha、畑1.8、樹2.2、農家数兼33)雲出川沿い平坦沖積、ほ場整備済、強。6月中旬取水。米麦二毛作地帯、村による加算地区)	北勢、名古屋50km、四日市へ15km。標高65m、林野率1%平地。水田率94.2%、中規模型(1.0~1.5haが29.7%)第4期新層。耕地：田99.2ha、畑5.8、樹0.2、農家数111戸(専2、1兼1、2兼108)ほ場整備済、大区画ほ場、揚水機による地下水利用) (広域)カンントリー 機械作業受託組織あり		
(春キャベツ)〔転作〕ムギ~大豆(1.5ha)(2.7ha)飼料(10.0ha)	イネ〔転作〕ムギ(12.9ha)ムギ~大豆(5.7ha)		
リーダー、組長5名、生産組織代表(農家オベ6名 団のための調整 任共同生産 費用負担、収益、プール計算	作付地の協定 (期間貸地) ①対象作物：小麦 (大豆) ②範囲：部落 ③推進体制：転作推進委員会(構成：生産組合長、増産班長、農協理事、農業委員、土地改良区役員) ④方法： ア 作付地の集団化とローテーション イ 互助制度 ウ 広域の農作業受託組織の利用		
械利用組織) 専任オベに対し作業委任 22戸、専任オベ8名(うち3名は準オベ)(63・64ps)、ロータリ(1.8m)1シ・ニプロ7条)2台、動力噴霧機1台、タ4条)3台)耕起5.0ha、代かき5.0、収穫1.7)専任オベによる組合員の麦生産 (2.1ha)借地による麦作生産 (5.3ha) る機械利用、オベの日当時間当り800円 の輪番出役男時間当り800円 女々700円	(米作)個別経営、一部の農家は機械作業委託 (麦作)個別経営、作業委託 集団作付規模 小麦12.9ha、大豆5.7ha 麦の生産：資材・種子・肥料は生産者負担、耕起・播種・除草・収穫は作業委託、乾燥・調整は農協委託 大豆の生産：期間貸付 5.7ha 受託経営(機械・請負組織)資本金500万円・社員6名、従業員3名 広域対応 機械装備・トラクタ6台、普通型コンバイン2、自脱型コンバイン4条(5)、軽トラ3、ダンプ1、普通トラ1(ブームスプレヤ、ライムソア、ブロードキャスター、フロントローダー、ドリルシーダ各1)育苗施設388㎡)		
(うち4人基幹)、出役要員5人	労働力	(小麦) 基幹4人 補助4人	(大豆) 同 左
60ps 2台 ダー2 3 1 ー 委託	使用機械	トラクター60×4台 普通型コンバイン2台 ブームスプレヤ ライスセンター 委託	トラクタ(4) 動力噴霧機 改良剤散布機 バインダー2台 施肥機 ビーンスレッシャー ドリルシーダー 整粒機 トレンチャー (ビーンセンター) 管理機
	対象規模	12.9ha (組合実績) 播56.0 刈32.2	5.7ha

	玉城町（旧東外城田地区）原			一志町（
		（大豆）	（小麦）	
生産実績	10a当り生産量	117kg	167kg	10a当り生産量
	〃 投入労働量	26時間	5.7時間	〃 投入労働量
	〃 生産費	40,605 (うち労賃19,039)	20,306 (うち労賃1,792)	〃 生産費
	〃 粗収益	31,161	25,699	〃 粗収益
	〃 所得	△9,444	5,393	〃 所得
	農家の対応と利害	貸借による相対対応 ①耕地の造成と共同生産 役員中心の生産体制 組合員は転作実施田として利用 集団作目の成果は上がっていない ②区における転作対策委員会の麦の集団作付は不発 転作作物生産 委託の条件を決める 自己転作・委託転作と個別対応になっている。 ③受託経営の成立 相対による受託経営が初動、経営および作業の受託をおこなっている。 ④支援組織と関係 機械銀行、ライスセンターとともに農協営、タバコ乾燥室、肉畜組合の堆肥利用		

(1) 玉城町原集落

① 調査対象地の概要：玉城町は、伊勢湾圏内陸部に属し、名古屋まで100kmの大都市遠郊の中間田畑地帯にある。地方都市よりバスで30分圏のところにあり、交通、出荷もまた容易である。調査対象の原部落は農家戸数114戸、経営耕地131.6ha、水田率83.4%の水田集落であり、1戸当り平均経営面積115.4a96.3aである。水田1.5ha規模以上層は35.1%、40戸をしめ、本県でも大規模の水田集落を形成している。専業農家10戸、1兼農家45戸で、農業重視の集落である。土地利用は水稻作が中心であるが、なかでも自立農家は酪農・肉牛など畜産・タバコ・果樹（柿）及び稲作受託による規模拡大を行なっている。圃場は、現在、97%が耕地整理済みで、残部でいま事業実施中である。

この事業は昭44年から行われた県営圃場整備事業により耕地の大部分の80%は乾田に整備されたが、あとの20%は谷田の半湿田としてのこった。そこで原部落では昭和53年原土地改良区を設立し、土地改良総合整備事業を受け入れ、区画整理24.4ha、農用地開発4.2ha、農業用排水施設25.4haの事業をおこなっている。

② 土地利用集積：集団栽培は、この土地改良総合整備事業によって造成された昭和53年工区である田畑転換田7.2ha（うち麦作付は6.1ha）を対象に実施している。なお、この造成地の内訳は旧水田3ha、農用地開発4.2haからなる集団地で畑利用の可能な水田として整備されている。関係38戸の農家のうち11戸が27戸に耕作を全面委託しているため、集団栽培の実施農家は27戸である。圃場は8,000㎡以上3枚、5,000㎡～7,000㎡3枚、2,000㎡～3,000㎡6枚の計61,030㎡12枚で形成されている。用排水路は完備しているが、圃場区画が大きいことから、圃区ごとに営農排水の対策が必要となる。したがって常習過湿地に対しては暗渠の施工を行うとともに、圃区の周囲には素掘り、排水溝を施設した。

③ 集団栽培の運営主体と栽培主体：運営主体と栽培主体とは同一である。すなわち、53年工区7.2haに関係する農家27戸によって、原地区大豆生産組合を結成し、組合によって大豆栽培を行っているのである。組合には営農班、機械班、業務班があり、各班それぞれ営農班は生産計画の樹立および推進、機械班は機械機

旧川合地区)庄村 (小麦)	菰野町(旧鶯川原地区)大強原		
		(小麦)	(大豆)
314kg	10a当り生産量	350kg	100kg
7.4時間	〃 投入労働量	11.2~8.8時間	20.0時間
27,560(うち労賃4,053)	〃 生産費	(経営費)36,050	(経営費)30,300
4,423	〃 粗収益	54,250	26,600
16,671	〃 所得	18,200	△27,640
は奨励金などにより米作所得を上まわる水	個別経営	ア 転作対応は米作所得が保償されている。 イ 麦作は作業委託することにより実施、作業料を出しても収支はつぐなう。 ウ 不適地への作付けは、自から作付け、作業料を節約する。 エ 個別経営ではイネ作単作で、新しい土地利用の動きすらおこらない。	
：麦あと大豆、飼料作物の試行	機械作業請負組織(広域)	ア 転作のため、米作作業が少なくなる。 イ 転作作業は増加しない。 ウ 新しい土地利用の動き始める 麦あと利用、大豆の試作	
出：イネ作の大型機械化			
：堆肥投入、青刈大豆			
化			
入作地の貸借)			

具の利活用と業務、業務班は受委託調整の業務を担当している。実際には、営農班を担当する土地改良区の理事が生産の計画の遂行にあたり、生産の主要作業については、大豆生産組合の組合員に出役を課して、労働力を調達する。機械作業は機械班があたるが、この分担は機械を所有する組合員および農協機械銀行に所属しているこの部落の受託者があたり、大豆を生産する。

しかし乍らトラクターで行う主要作業は、農業機械銀行に依頼し、集落の中の機械銀行登録オペが銀行から委託された形で機械作業を受託している。組合は併せて麦作を行なうが、麦作は大豆作の裏作という位置づけで、省力をむねとし、機械化一貫生産の方針をとった。結果的には土地改良区の理事と機械作業受託者によって生産が行われている。

④ 集団作付：昭和55年産の大豆の10a当り収量は117kgであり、県平均116kgと同じ水準であった。これは造成地によるためで営農排水対策の不備および有機物の投入の不十分が原因したものと考えられた。この麦作～大豆作の収益は、米作と比べると所得については米作所得約11万円に対して、麦作5.3千円、大豆

作にあつては、△9.4千円と低収益であった。米作生産力の高い(10a当り480kg)の当集落では、麦作～大豆作の高い生産力が望まれる。昭55年産の収量は前出のごとく10a当り大豆117kg、麦作では167.6kgと低い水準であった。これは造成地である点、酸度の矯正、有機質の投入、排水溝伏設などに問題があったためであり、これら問題に対する対策を十分に実施し、米収益の比較から、大豆においては250kg、麦においては360kgを目標としなければならない。

⑤ 原集落の集団営農の特長：原集落の集団営農は、新しく田畑転換田を造成し、この造成田を対象にその地権者が耕地の貸借を調整しながら、麦・大豆を対象に集団営農を始めた。しかしまだ生産力が低く、且つ機械体系が確立しない試行の段階にある。土地改良区が生産の面倒＝管理運営を行い、タクトは大豆生産組合の長があたるが土地改良区の理事でもある。この組合長が必要に応じて出役および機械を組合員や農協機械銀行からリースして調達し生産にあたる。しかし乍ら、トラクターで行う主要作業は、集落にあつて農業機械銀行に登録されている2戸の稲作受託農家があつている。既耕地

の分についての集団化は、自治会による地縁集団の努力は始まっているが、現在不成立に終わっている。耕作の委託希望農家は、相対的方法により個別に中核的担い手に委託しており、集積利用は分散的な状態で行われている。

(2) 一志町庄村集落

① 調査対象地の概況：一志町は伊勢湾沿海部に属し、大都市遠郊平坦地帯で、地方都市よりバスで30分圏のところであり、交通便、出荷通勤は容易である。庄村集落は、農家戸数37戸、経営耕地3,510a、1戸当たり平均経営面積94.8aである。このうち水田率は88.4%、1戸当たり水田83.9aである。1.5ha規模以上層は45.9%、17戸を占め、大規模型の水田集落を形成している。専業農家2戸、1兼農家2戸で、兼業重視の集落であり、土地利用は稲作が中心である。自立経営はなく、水稲作、麦作を中心に一部野菜を入れた経営方式がとられている。

かつての桑園は衰退したが、それに代る畑作をとり入れた複合経営は形成されていない。庄村集落の水田圃場は、雲出川流域の平坦沖積水田地帯に位置しており、昭37～38年の県営圃場整備事業によって30a区画の圃場となり、農業生産の近代化に対応できる条件を備えている。かつてこの地帯は養蚕地帯であったため、経営は米麦、養蚕を中心とした労働配分がなされていたが、養蚕の衰退にもかかわらず、米作の生産力が低いことから米麦二毛作が根強く残ってきた。水利慣行は、この作付方式にあわせて、用水からの入水を、麦の収穫後とする水利慣行が維持されている。以上排水良好な土壌条件ともあわせて麦作の生産条件は維持されている。庄村の耕地は、この一画に位置しており、米・麦二毛作の利用を行ってきた。

② 土地利用の集積：しかし一志町の米麦二毛作方式は、昭44・131haの麦作付を境として、昭48・10haに減少した。町は昭48年農業振興のため、役場・農協・農業改良普及所を構成員とする営農会議を設立し、減少した麦作振興をはかっている。町は麦作の適地集落を重点地区に指定し、集落にある実行組合に高効率機械の整備を助成する一方、農協は麦作のための大型乾燥施設を設備した。今次の水田再編事業の実施に伴い53年水田利用再編事業推進協議会を営農会議の中にもうけ、さらに麦作生産の方針を強化した。すなわち転作重点推進地区をもうけ、互助制度と集団転作懇談会により実行を指導し、庄村はこの転作重点推進地区として指定を受けた。

③ 庄村的集団麦作対応：推進体制の結成一町の

水田利用再編対策推進協議会には集落代表として、区長1名（農業委員・農家実行組合長兼務）が参画している。集落の転作推進には、区長をリーダーとし、集落の下部組織である組の組長5名、生産組織代表6名（オペレータ）を協力員として参画を求め、計12名をもって推進体制を結成した。

集落懇談会では、集落の水田を水系別に土地利用区分して団地化を図り、生産の安定と集団化による作業効率を高め、加算金で転作奨励金の増額をはかり、稲作所得にみあうべく補償制をとる。以上の条件で麦の団地化栽培の有利性を個々の農業者に説得し、圃場の集積を討議した。その結果、生産は機械共同利用組織である庄村農家実行組合があたるが、実際は少数のオペが生産を担当することとして、オペ以外の組合員は、団地内に所有する田を組合に供出し、また、恒常的兼業に従事する零細な非組合員は組合に全面委任する期間貸付を行うこととした。生産組合では、組合員から個人別の作付計画をとり、希望面積の確認および集団化作付の調整をして、それに基づき団地内生産の耕起・播種・除草・防除・収穫にかゝる機械作業の実施、収穫物乾燥の農協への委託、生産物の収支計算、利益の配分を実施している。配分はプール計算として面積割りで処理することとした。

④ 実行組合と機能：もともとこの実行組合は昭和44年麦作付の機械化に貢献するため、農業主業農家24戸で発足した。組合は60psトラクターおよび耕起・播種機械など附属機をそろえ、オペレーターを養成し、町の農業振興方針にそって麦作生産に寄与し、現在にいたった。この間、町ではモデル麦作団地育成事業、作付体系モデル事業など麦作の振興策を導入し、加えて今次水田利用再編事業を受けて、衰退方向をたどる麦作について、回復策がとられてきたという経緯をもっている。庄村では、麦作の適地を活してこれら方策をとり入れ、ア) 機械化生産組織としての庄村農家実行組合の充実。イ) 機械利用組合の中核的担い手の形成。ウ) 機械の完全装備。エ) オペの能力の向上、など生産性向上の条件をとるのえるよう努めてきた。かくして実行組合の役割・機能は次のように整理できるであろう。

ア) 町の水田再編事業推進協議会を受けて、行政区の組合代表区長および班長を中心に水田再編推進体制をつくったが、その執行の中心として機械利用組織である実行組合が中核をなしている。イ) 土地利用について、農家の意向をとりまとめ、作付の調整を行っている。ウ) 機械を装備し、オペ体制を確立し、作業の処理能力を充実している。エ) 入作地の受託・員外農家の期間借地を

行って、受託組織として能力をそなえてきている。オ) 麦作の収支について、プール計算を実施しており、また組合員に対する作業受託に際し、定額の作業料金を課している。

⑤ 集団作物の生産性：庄村落はもともと、米麦二毛作地帯であって麦作の生産技術は他に比べて高い水準にあったといえる。しかし乍ら、水田の畑利用としての麦作となると、水稻にかわる前作の選択が問題となってくる。一部集落外にある畜産農家と麦あと耕地の期間貸借を行って夏作の飼料作物を作付ける麦～飼料作物の方式がとられており、こうした畑作物作付方式の反復は麦作生産力を低下させることになるので、家畜ふん尿の投入、麦稈の利用、大豆の作付など地力の消耗を防止する技術の採用が課題となってくる。

⑥ 庄村落の集団営農の特長：大都市遠郊平坦地帯の米・麦二毛作に位置する庄村落での集団営農の特長は、機械利用組織から、オペ群と土地提供者とに分離する方向を辿っており、水田利用再編に伴う転作麦作の生産をてこととして、さらに集落圃場の32.3haのうち昭55年では作業受託25.2ha、期間借地4.9haの計30.1ha(麦作の場合、作業受託は内容的には全面受託に等しい)の麦作生産となり、生産者の麦作の組合への作業委託は、オペ＝生産者と土地提供者＝委託との分化の方向をつよめた。しかし乍ら兼業農家であることから、担い手としての自立には担当者の農業就業が、少くとも農家所得をつぐなうものでなければならない。

(3) 菰野町大強原集落

① 調査対象地の概況：大強原集落は、菰野町旧鶴川原地区を構成する一集落である。この鶴川原地区は人口24万の四日市の外縁部に位置する中間地帯にある平坦地で、耕地519haの水田地帯を形成している。鶴川原地区は、農家数577戸、耕地面積520haで、水田382ha、畑(樹園地を含む)20.1ha、水田率82%という水田の村である。兼業率が高く、2兼農家が、92%、529戸をしめ、専業農家18戸、1兼農家30戸となっている。1戸当りの平均耕地面積は88aである。この地区では昭和39年より圃場整備事業(大区画・農道拡巾・用排水分離・灌水路の埋設など)が進められ、現在314ha(80%)の完了をみている。地形は平坦、地質は沖積、乾湿の程度は乾田で、水源は井戸水を汲み上げ、その水量は充分にある。用排水の管理は圃場別管理ができる。事業の進捗につれて、その後稲作部門では、稲作志向の専業農家をオペレーターとする大型機械利用による受託集団が生まれている。

他方、酪農、養豚部門の規模拡大を企てる専業農家も生まれつつある。大強原集落はこの地区の水田地帯の中心に位置し、圃場条件は鶴川原地区と同様、整備は昭和40年代前半に終了している。しかし、水田の生産力は三重県420kg平均に対して平年反収360kgで低位にある。この理由は、この地帯の母岩が花崗岩であり、用水は養欠し、耕土は瘠土である。また大型区画であるため、均質な排水がむずかしい。当面の水田利用再編に伴う転作の導入にあたっては、畑作物の安定した生産力を期待することがむずかしく、集団ごとに適地の選定を行わない水田用水のコントロールを行うなど、集团的な対応がとられている。

② 土地の集積：菰野町における転作割当では、町から区を通じる行政ルートによっているが、その際転作推進のための菰野町水田利用再編対策推進要領が定められ、それにもとづいて各地区で協議・推進がなされている。すなわち実施の推進は、農協支所を単位として設置された地区推進協議会が役割をになっている。大強原集落では大強原集落転作推進役員会を結成した。集落ごとに組織されている農協の大強原生産組合が中心となって、転作割り当ての実施について、作物の選択、作付地の集団化、生産の方法など検討を行うこととした。大強原集落転作推進役員は農協の大強原生産組合の生産組合長と生産組合を構成する10班の各班長10名計11名があたり転作実施計画を立てている。この転作対応は、麦作を選定し作付地を協定し、麦作転作を実施しているところである。生産は機械作業は受託者集団に委託している。作付地については、大強原領を10区にわけ、麦作付地は水稻あと麦、夏作休耕、翌年水稻作の方式をとり、10年1サイクルとするローテーションをとっている。他方麦作付地についてその該当農家には補償システムをもうけ、互助制度をとっている。

また、麦作付けに対し、関係農家の中で労力上、あるいは機械装備上、麦作のできない農家に対しては、作業委託の方法をとり入れて集団化を行っている。なお、作物選択、作付地の決定にあたり、経営上飼料作物あるいは野菜作付を必要とする農家があり、この農家には自主転作を認めている。昭和55年度の転作の実績は、水田面積92.6ha、転作面積14.6haで全部麦転作、内訳は自主転作3.7ha、集団転作は10.9haである。しかし耕起・播種・収穫の機械作業は全転作面積の88%にあたる12.9haについて、この地区にある受託グループに委託して行われた。なお作付地の利用は、属地団地的に実施し、10年をひとくぎりとして、集落内の耕地を一巡

するローテーション方式によっていることは前述のとおりである。また麦作跡に大豆の生産が試行されており、昭55年産においては5.7haの集団作付けを行い、10a当り240kg、3.4人(区)の生産性であった。これは県内の平均10a当り108kg7.7人(都府県)に対して高い生産性を示している。

③ 集団転作の生産主体：このような、本地区の集団麦作の生産主体は、農協支所(旧鶴川原農協)管内を範囲として活動している受託者グループ、有限会社AMCが実質的に担っているといえるのであるが、この組織は常勤5名、非常勤2名からなる農作業受託組織で法人(有限会社AMC・資本金5,000千円)の登記をおこなっている集団である。この会社は、構造改善事業の自立農家育成策にそって生まれた組織で、農業振興総合指導体制の中核を司る菰野町役場・菰野町農協・菰野町AMC・四日市普及所からなる運営委員会の方針のもとに、菰野町農協と手を組みながら、地区の作業受託を実施している。活動範囲の中心は、旧鶴川原地区であるが鶴川原地区は、池底、諏訪、川北、大強原、吉沢、下村の6つの集落からなる。事務所は大強原集落にある菰野町農協鶴川原支所におかれている。会社を構成する社員の出身集落は、すわ1名、川北3名、吉沢1名の計5名である。そして、この5名が分担して鶴川原地区内の機械作業を請け負うわけである。部分作業の受託は、6集落全部におよぶが、なかでも川北、すわ、吉沢、大強原集落に多く、受託は集落農家数の30～20%を占める。水稻の全作業受託は川北、下村に多く、集落農家数の10%である。

この全作業受託は、部分的な作業受託との競争を回避し、作期をずらした品種を作付け、作業のピークの調整を行っている。麦作の面積は前述の集団転作の受託分を含めて62.7haで、鶴川原地区麦作87.5haの71.6%を受託している。またこの麦作あと地を期間借地して、大豆作の試行を実施しており、その成行きが注目される。会社が保有する機械は、388.8㎡規模の育苗施設、トラクター、田植機、自脱コンバインであるが、他に集落の土地改良区のトラクター、農協のスピードスプレヤ、ハーベスタをリースして万全を期している。

事業の実績は、昭52年では、稲では全作業受託37ha、耕起・代かき42ha、育苗100ha、田植7ha、収穫28ha、乾燥2,250t、麦では全作業受託28.7ha、耕起・施肥・播種・除草剤撒布12ha、収穫32haであ

る。また大豆について5.7haを期間借地して生産した。なお、会社が実施しようとしている営業種目は、次の通りである。

- ㊦ 農作物育苗及び販売
- ㊧ 機械田植作業の請負
- ㊨ 防除作業の請負
- ㊩ トラクター作業の請負
- ㊪ コンバイン収穫作業の請負
- ㊫ 農産物の運搬作業の請負
- ㊬ 乾燥・調製作業の請負
- ㊭ 農道・農地等補修土木工事の請負
- ㊮ その他農業に関する機械作業
- ㊯ 前9項目の事業に附帯する事業2,7

と広汎に亘り、年間就業体制の確保が考慮されている。資産規模2,700万円、営業収益5,500円、社員1人当り所得(労務所得と配当)300万円強である。

④ 大強原集落の集団営農の特長：以上、要するにこの地区では、水田利用再編事業を契機として転作物の作付地決定のために土地利用の調整が日程にのぼり、その調整を農協の指導のもとに集落の生産班が行う。一方、生産は旧村を範囲として形成された専作農家グループの機械受託組織によって主として担われている。ここでは土地の利用調整と、その調整された利用計画にもとづく生産とくに機能の分担関係が生まれた。なお生産担当の受託組織は従前、稲作作業受託の他、一部期間借地による麦作を追加することで事業規模の拡大を図ってきたが、水田転作事業はこうした麦作の期間借地の試みを停滞させ、それに代って集落の集団的麦作転作の作業受託へと変ったものである。集落内にあってはこの他、個別相対の受委託関係も存在しているが、受託農家自身は受託方式で規模拡大を図るという志向はなく、今後大きな発展はのぞめない。したがってこの広域受託組織の発展に期待がもたれているわけであるが、そのためにこの組織の今後の方向としては、稲作全面受託、麦作受託の拡大、大豆の期間借地など拡大が考えられている。たゞ全面委託の増大に対応しうる受託組織になるためには、組作業に必要な補助労力の確保を中心とした稼働能力の強化が課題となってくる。なお現在、集落の稲作自己完結型の農家では、麦作付協定地跡水田に対し、早期稲を集団作付し、銘柄米の生産を行おうとしている。

2) 事例の比較と課題

(1) 比較分析

① 集落における多数派農家群の主要志向と性格：原集落農家の主力は一兼農家群で、稲作を中心にタバコ、柿、野菜、肉用牛などをいくつか結合し、複合経営の方向を維持している。庄村は二兼農家群が主力で、米麦作を維持しながら恒常的な在宅通勤兼業を主とする方向をとっており、大強原も庄村と同じく二兼農家を中心に、稲単作的ウェイトを強めながら、四日市（人口25万人）、桑名（人口10万人）、その他周辺地方都市の商工業において恒常的に勤務する方向を維持している。

② 多数派農家群の農業生産への対応：原部落では一兼が主力であるため、個別に水稻作ではコシヒカリに代表される優品の増収指向と各々複合部門の強化をはかりながら、個別複合化の方向をとっている。加えて耕地条件が複雑であるため、現状での集团的対応が困難である。庄村では米・麦二毛作に伴う作付時の労働競合を回避するため兼業農家が集って機械利用組合をおこし、共同で機械化省力生産を実施している。大強原では、集落をふくむ旧村を範囲として、近代化事業の導入を進め、広域対応の機械、施設利用受託に主要作業を委託しながら個別に生産を行っている。

③ 作付地の集団化とその必要性：原集落では谷田水田を含めた里山を田畑輪換田に造成し、田畑転換を行って畑作物作付けの強化をはかっている。すなわち耕地の確保を造成地に求め、集団対応をはかったケースである。庄村では転作を契機に集团的麦作生産に着手して団地的田畑転換利用を行っている。集団転作の生産の担い手は、水田利用再編事業に対応して既存の麦作生産組合を再編した実行組合があたり、組合の主導のもとに集落の水田利用の調整、生産の両機能をもつものとして活動している。大強原では互助制度と10年サイクルのローテーションにより、集団転作計画が建てられ実施されているが、生産は広域対応の受託組織に委託している。麦あと水稻については、個別的に生産されるが集団地を活かし、作期の早い銘柄米の作付を試みてきている。

④ 事例の展望：原集落の専業農家は、水稻に加えて、肉牛＝飼料作・柿・いちごなどプラスの部門の生産の強化をはかり、複合化の方向をつよめる一方、兼業指向を強め農業生産を縮小しようとする農家の経営の展開は、個別相対による土地の貸付なり委託へ向うことが考えられる。すでに主穀による経営展開をはかる農業者の中に借地ないし、受託経営を営む農家がみられ、耕作の受委託など流動化の萌芽がみられる。庄村では農家

実行組合の8名のオペグループが執行部を形成し、水田での生産を担っている。この執行部は兼業農家で構成され、輪番出役の形で運営されている。この執行部の発展策が課題となるが、方向としては管理責任者を明らかにし、担い手の育成をはかる。またこの庄村では互助制度にさへえられた田畑転換の方式がとられ、麦作・飼料作の連作による生産力の減退が生じており、合理的な土地利用方式の確立が求められている。大強原集落では個別に兼業主業の稲単作経営がとられ、部落内では新しい動きがみられない。一部に優品指向をとり銘柄米作付への動きが出始めている。しかし乍ら集落内の兼業化がすすみ、集団利用の協定に対応できない農家の多いこの地区では、受託組織を必要としている。現在、この広域作業受託組織は天候に支配された作柄の不安定と下舞い労力の調達困難などにより、まだ全面的な受託体制になっていない。今後、全面受託を可能とする体質への改善努力が必要となる。部落に在村する1～2戸の個別受託農家との関係をはかり、下請け方式、あるいはグループ化をはかる受託の受け入れ拡大ができる方向への発展が考えられる。

(2) 課題

以上の事例分析から次の点が指摘できる。水田作における何らかのレベルの集团的土地利用をはかるためにもまず、必須の方法としては、関係土地利用者による土地利用の調整が行われなければならない。その調整における不可欠の条件の1つとして、さしあたり現状のままでは、集団化に対応しえない農家に対して代替地の利用斡旋や集団栽培への補助労働力としての出役の容認あるいはそれさえ不可能なときの第三者への耕作委託の斡旋といった対応方策を提示していく必要がある。

後二者に即していえば、その集落内部に信頼できる中核的オペ群に担われる一定の生産組織の形成が考えられる。ただし、この生産組織の発展を考えると、単なる機械利用組織としてつくっていくことは容易であるが、集落の生産の担い手として全面的な受託組織の発展は容易ではなく、何よりも組織自体の生産性の高度化が重要となる。経済性たとえば大規模麦作生産を行っている庄村の組織についても、大型機械・施設を利用して、耕起・播種・収穫・乾燥と各作業が一括して行われており、収支配分もプール計算されるといった実体的な協業組織にあるが、全面的な受託組織に発展していない。たしかに麦作については、機械一貫化生産とその経済性について見通しが得られているが、少数の専任オペの数のみでは、これ以上の操業規模の拡大が困難であり、その

表2 調査分析一覧

調査地	立地 地位 勢置	近代化事業施設	圃場条件	生産者	作付
玉城町 原 農家数109戸 経営耕地 132 ha うち水田 11 ha 1戸当り 121.5 a うち水田 102 水田率 84.1%	林野率40% 平地村 名古屋、大阪 電車2.5時間 松阪(10万)及び 伊勢(ヶ)へ バス30分 〔伊勢湾内陸部 大都市遠郊大 規模田畑地帯〕	国営宮川用水(32~41) 県営圃場整備(44~52) 家畜ふん醗酵処理施設 (51~52) (広域) 農業機械銀行(49~53) ライスセンター (2次構49~52)	圃場整備90%完 地形・乾湿・土性 平坦・乾・沖積 (80%) 谷田・半湿・沖積 (20%) 区画、分散30a 部落内分散 水利源過不足、便否 河川、充分、規制強 池、普通	専業5戸 (4.6%) 1兼39 (35.8) 2兼65 (59.6) 世帯主兼業 恒常28戸 臨時7 日雇7	水田 イネ(132ha) 〔畑 野菜(7.4ha) タバコ(1.2) 飼料作物 (1.9) 柿(6.8)〕
一志町 庄村 農家数37戸 経営耕地 35.1ha うち水田 31ha 1戸当り 94.8a うち水田 83.8a 水田率 88.4%	林野率19% 平坦 大阪、名古屋 電車1.5時間 津(10万)へ バス30分 〔伊勢湾圏沿海 部大都市遠郊 中規模田地帯〕	県営圃場整備(43~44) 水田麦作団地育成(44) (トラクタ、ロータリ 播種) 作付体系モデル団地育 成(51)(コンバイン) 緊急麦作集団育成総合 対策(52)(コンバイン) 転作促進特別対策(53) (トラクタ) (広域) ライスセンタ(農協直営) (48)	圃場整備、完 地形、乾湿、土性 平坦、乾、沖積 区画、分散 30a、部落内分散 水利源過不足、規制強 河川不足	専業2戸 (5.4%) 1兼2 (5.4) 2兼33 (89.2) 世帯主兼業 恒常25戸 臨時5	水田 イネ~ムギ 6/中~9/中下 11/中~6/中 稲-ヤサイ (キャベツ) 〔畑 桑〕
菰野町 大強原 農家数 111戸 経営耕地 105.4 ha うち水田 99.2 ha 1戸当り 94.9 a うち水田 89.4 a 水田率 94.2%	林野率1% 平地村 名古屋50 km 電車1.0時間 四日市(25万)へ 1.5km バス 1.5~2.0分 〔伊勢湾圏内陸 部大都市遠郊 地方都市近郊 大規模水田地 帯〕	一次、二次構造改善事 業(S36~39 42~ 45)(水田) 圃場整備105.4 ha 大型機械装備 トラクタ 普通型コンバイン、自脱 型コンバイン、田植機、 育苗施設(144 ha) (広域) カントリーエレベータ 1500 t	圃場整備済、未済：完 地形、乾湿、土性： 平坦、乾、沖積 区画、分散： 30a、部落内分散 水利源、過不足、便否 地下水利用(揚水機) 充分、便	専業2戸 (1.8%) 1兼1 (0.9) 2兼108 (97.3) 世帯主兼業 恒常64戸 臨時11 日雇18	水田 イネ単作 (64.8 ha) 一部 イネ~ムギ 飼料作物

生産者関係	水田再編対応			特長	問題
	土地利用の対応				
	新作付	利用調整	生産形態		
経営、作業受委託 (相対) 〔農業機械銀行 登録農家2戸〕	田畑転換造成 秋大豆(玉光) + 小麦(農林 61号) 既耕地 転作対応 青刈イネ40% 麦 30 ヤサ 110 大豆 15 飼料作物 5 イネ単作	原地区大豆・麦生産 組合 ・関係農家38戸による ・推進は土地改良区 役員 ・必要労力・機械は 出役及び借上げ ・基幹機械作業は機 械 田畑転換造成 7.2ha 38戸 (田4ha 山1.6、区有地 1.3) 転作対策委員会 ・区の事業として実 施 ・区長、農事部長・ 会計、班長(13名) 計16名 ・集団利用56年ハ マ トマラズ ・作付過不足の調整	委任協業経営 貸借 転作をたのん だ場合10a2 万5千円の互 助金を出す	<ul style="list-style-type: none"> ・畑率高い。1兼農家多 ・生産品目複数 ・耕地造成と新耕地の集団利用 ・既耕地では集団行動とれない(地力差大) ・耕地の交換は貸借による 	転作は青刈で対応 生産品目の発展策 生産者の組織化
S44 機械利用組合 ・24戸の参加 ・専任オペ6名を養成 ・トラクターによる 麦まき、麦あと 耕起作業を実施 ・下舞いは輪番出役	水田 32.3ha ・麦作付27ha、うち 転作22.5ha ・イネ 9.8 作付方法 ①麦のみ17ha ②麦～飼料作物10 ③麦～米4.5 ④米のみ5.3	<ul style="list-style-type: none"> ・村による重点推進地区の設定 ・部落各農家による作付地の決定(田畑転換型)組合による作付地の調整 ・農用地利用改善 設定面積5.9ha(部落内の非組合員の土地) 利用権の存続期間3年、6年(期間借地)小作料10,000/10a 	実行組合 委任協業経営 構成22戸 専任オペ8名(主5準3)	<ul style="list-style-type: none"> ・村を範囲とした適地適作の誘導 ・兼業農家による実行組合の運営 ・組合の運営 ・資本の確保(大型機械の装備) ・農地の流動 	新しい作付方式の 創出 実行組合の新管理体制
広域(主対象・農協 鶴川原支所内) 作業受託組織 ・期間借地による 麦作生産13ha 借入期間6月15 日迄、借地料 12,000	水田92.6ha 転作14.6 〔自主3.7 集団10.9〕 作付方法 イネ(7.8ha) ムギ(12.9) のローテーション方式 一部ムギあ と大豆(5.7)	<ul style="list-style-type: none"> ・転作推進委員会 農協理事、農業委員、生産組合長、 増産班長10名 ・申し合せ事項 地区内の水田を分け 毎年集団地を移動 する(ローテーション) 集団地の麦作付には 互助制度をとる。 麦作生産のできない 農家には生産班長 会で受託者をあ っせんする。 	作付協定 主作業の生産 担当は広域受 託組織	<ul style="list-style-type: none"> ・生産の責任は個人にある。 ・広域受託組織の支援をえて生産がおこなわれている。 	部落生産者の組織化 広域機械作業受託 と借地生産

ためには、補助労働力の確保体制、さらには米・麦二毛作体系の収量の安定および作業体系の技術的課題が残されているからである。また、さらに組織運営上の問題も残されている。前述したとおりこゝでは、集落の土地利用管理組織としての農家実行組合が生まれているわけであるが、その内部問題として、機械利用組合の役員或はオペに対する機能・役割の評価が未確立であるため、その確立のための努力がはじめられつゝある。この点は原における農地造成地の共同管理における管理責任者からの土地利用の方式確立、また、大強原では土地利用組織である転作推進委員会を担うオペ群の欠如が課題として強く認識されなければならないだろう。

(3) 整理

以上、集团的土地利用を担うものは水稻生産組織をより発展させたものという仮説のもとで水田作の生産組織を調査分析してきた。結果的には、兼業農家を含めての生産の組織化と地縁的關係全農家を対象とする土地利用の調整が必要であること、ついで土地利用管理組織が生まれているところでも、その軸となっている機械利用組合の役員、オペの役割、機能の評価が未確立な場合が多いこと、あるいは生産管理主体の形成如何によっては、土地利用調整体と土地利用組織に分離せざるをえないことなどがみられた。しかし将来像としては、土地利用高度化の集落内の合意形成のもとで新しい作目選択、機械利用効率の向上、地力向上をねらっての何らかの新しい生産主体の形成が必要である。そのための対策を打出すことが緊要であると思われる。また集落内における生産主体の組織的対応がとれない集落もある。そこでは新しい営農システムの導入が望まれるが、集落を越えた專業受託者群の組織化による広域的受託組織の形成とこれを結合した集落内での土地利用調整体の形成が広域的な視点から構想される。

3. 集团的土地利用方式と成立条件

1) 集团的土地利用の成立課題

耕地を集团的に利用する契機は、水田利用再編事業によるところが多い。この水田利用再編事業にともなう田畑輪換方式は水利用秩序に規制されて、導入すべき畑作物生産のために属地的な水田利用の調整を必要とするようになった。当然属地的な団地管理を必要とするため、個別的水田利用に規制を加えることになる。この際、団地化を阻害する要因として、一つに地力差があり、他の一つは水田の畑利用強制に対する生産者の対応の可能性如何ということであろう。

2) 調査結果にみられる対応の実態

この地力差を踏まえた集团的土地利用の対応と畑利用への対応のできない農家を含めた集团的土地利用実現のための方法問題としては、事例から帰納すれば次のようになる。

(1) 玉城町原集落の既耕地水田の集団化の不成立

原集落の土地利用の対応は既耕地における個別的対応と、造成地における集团的対応の2つの方法に分かれているが、それは既存水田が耕地整理済みの水田と未整理の谷地田とからなり、土質・山陰げによる日照・水掛りなど圃場条件が不均一であり、また畑地利用が不可能な水田もあるなど生産力の格差が大きく一体的な集团的管理が行いにくい。強いて集团的管理を行おうとすれば極力条件を等しくする小規模な団地を地区内に数ヶ所に分けてつくり、地力差による農家ごとの不平等を少なくすることが考えられねばならない。これまでその方法が検討されたが、まだ実施には至っていない。ただし、条件の斉一性が保証されている排水条件のよい造成地の水田にあっては、転換畑として集团的管理を実現させたい、そこでの問題は集团的管理の組織化とその推進主体のあり方である。水田造成を推進してきた土地改良区の役員が主導性をもち、集落の農業機械銀行登録オペの支援を得、造成地関係農家の出役をうる方式で集団転作を行っている。なお、造成地に所有地がなく、既存水田で労働力不足等から転作対応のできない農家は、集落の調整により決められた条件により、相対の方法で委託を行っている。この際、委託をうける農家は集落にあって農業機械銀行の登録農家である。

(2) 一志町庄村集落における麦作の属地的集団作付

一志町庄村集落においては、町から転作重点集落として指定をうけており、麦作の集団作付を行っているが、その実現の条件として地力差が少なく、またすでに米～麦作生産のための大型機械の利用組織が形成されていたという点である。

集団転作に参加できない農家に対しては、委託方式によって対応できる体制がしくまれている。もっともこゝにいう地力差に問題が少いということは、河川用水による沖積水田で多収技術の早期稲作の採択ができず、したがって麦作がとり入れやすく、従来から米麦2毛作を実施している集落である。したがって、水田利用再編にあっては麦作の適地性を活かし、町の転作重点推進地区として田畑輪換方式による麦作転作を実施している。したがって4.2haの水田に対して稲作は5haの作付けと少ない。麦作々付が多いのは、国費に加えて互助金よりなる

奨励金が米収益を上まわるためである。

この集落にあって、麦作の大面积の栽培が可能なのは大型機械の装備と、その利用組織が完備しており、畑転換利用の推進力になっているからである。実質的に麦作生産は、組織のオペが受託した内容となっているので、今後は土地利用の計画についてもオペ群が主体的に計画するという時期にきている。すなわち、現在作付地の決定権は、名目上個人にあるが、しかし実体的には生産を本組織が担っているため、作付の調整は本組織が行っている現況である。その名実一体化が必要となってきたということである。この組織のリーダーは、高性能機械の装備、収益配分のできる生産性の向上をめざして合理的な土地利用体系の確立をめざしており、組織発展の意欲を醸成させている。現在、昭52年にはじまる麦作夏作休閑の麦作1作の作付では稲わらの鋤込みによる有機質の補給を不可能にし、加えて麦稈の搬出、焼却処理によっては場への有機物還元を少くし、生産力を低下せしめている。この生産力の回復を課題としている。加えて麦の作付限度のイネ〜ムギ作付割合が問題となるところである。適正な田畑転換による作付の割合が計画できないのは、前述のようにオペ委託、配分はプール計算という内容であっても、麦作付面積の決定が個々におこなわれているためである。米・麦について年間を通じた作付割合の計画と作付地の調整が必要とされるところである。

原部落にみられる地勢・地形に起因する圃場ごとの地力差のため、生産者個人ごとに生産の調整がなされている事例と、これに対して庄村集落にみられる転作作物をひとつにした集地的な土地利用をしている事例の両者とも、いずれも土地の所有と生産とが分離することなく、原集落では個人により、庄村ではグループにより生産対応をおこなっている。しかし、この機械オペによる担い手の、地域農業の推進者としての安定した発展については、問題を持っている。ひとつは地力の再生産にかかわる持続性の問題、ふたつは担い手農家の安定した発展にかかわる問題である。この点について、部落を越えた専業受託者群とこれと結合する部落にあって土地利用を調整する組織をつくり、この二つの組織の連携をはかる菰野町大強原集落の事例では、次の展開をとっている。

(3) 菰野町大強原集落における麦作の属地的集団作付

大強原集落では、10年を1サイクルとしたローテーションブロック方式をとり、その麦作転作を行う農家に対しては、水稻作収益との不足分を補償し、団地内に麦

作地をもつが、労働力調達のできない農家には、受託組織に機械作業を委託させるという集地的麦作生産を実施しているわけであるが、この場合、特に土地の利用計画を樹立し、その推進をはかる推進組織の組織化が大切な点となる。ここでは農協支所の指導のもとに、下部組織である大強原生産組合の中に推進委員会を発足させた。そして実質的な推進者として生産組合長と個人の増産班がこれにあたった。その際、労力上麦作のできない農家の作業受託は農協支所を範囲とする広域作業受託組織が受託するわけであるから、大強原集落の耕地に対する管理と生産の分離が特長といえる。すでに述べたように、集地的な土地利用の調整策は、①転作は自主転作を先に決める。②目標に対する自主転作の残について、集団作付けとする。③集団場所は班長会において、一団地3haを単位として全域を一巡するように団地を設定する。④互助制度をとる。当年3類(秋晴中心)1等×5俵(政府補助+町補助)=地区内互助金とする。この負担金は必要互助金額を全稲作付け面積で割った金額とする。これは集団転作の場合、10a当り米5俵を補償する互助制度とする。⑤生産班長会は、転作団地内で麦作の生産が出来ない農家について、受託者の斡旋の労をとる。などとなっていることから、前二者の事例と比較して、一つの問題となる生産力差について、ローテーション方式により解消しており、また畑利用に対する労働力の対応については大型機械作業の受託組織に支援を求めることで解消をはかっている。残る大きな課題としては、ローテーション方式によるため麦作不適地へ作付の強制が行なわれ、生産力の上昇が期待できず収益が低くなること、今ひとつの課題は、調整組織である集落的推進委員会が斡旋する受委託の受手が集落内に求めることができず、集落をこえた広域の受託組織に委ねなければならないことからくる組織的対応の不充分さである。しかし、また、この地区の生産を担当するこの受託組織でも課題が残されている。もともとこの受託組織は水田の耕地整理を契機とし、専業農家が集って生まれたもので、大型機械による米単作的作付を前提に活動してきたものである。それが水田利用再編によってこの稲作生産が規制されることになったため、受託組織の収益が稲作の減少とともに収益性が低下し、麦作の機械作業料金収入ではおぎなえない切れなくなってきた。受託作業の種類や規模の拡大が要求されることとなる。現在、麦〜大豆作体系を確立し、麦あと借地による経営に安定の方向を見出そうとしているのもその一環である。

3) 集地的土地利用成立に対する条件

集团的土地利用成立に対する条件については、次のごとく整理することができる。

(1) 選択作物種類と集团的土地利用

集团的土地利用の必要性は、水の規制、或いは用排水管理施設の整備、土地条件など生産適地を属地的に確保しなければならない土地利用型農業生産において特に必要となる。当然関係する水田の範囲は個別の枠を越えたものとなり、関係する農家全員による耕地利用の調整を必要とすることになる。野菜など集約作物の導入の場合であれば、導入野菜に対する適地を自己地に求めて、あるいは個別相対による交換耕作によって当事者個々で対応しうることが多く、土地の移動もせいぜいスケールの小さい小規模な農家間調整で事足りるということになる。その点、面積支配型作物の場合と異なってくる。

(2) 土地調整の必要性と推進体の形成

しかし本来的に水田農業は、集团的調整を必要とする。もともと集落を範囲とする水利用を軸とした土地の利用慣行を生んできた。それは、生産にかかわる土地利用の調整の範囲を集落におく根拠になる。永い時間をかけて農家が連帯をはかりながら、労力と資本を投入し、水田の造成と維持保全をはかってきたし、用水に対する堰・溜池などの整備、湛水、均平、客土、有機質など生産力の維持保全などまさに共同体的な営為が積み重ねられてきた。しかし乍ら近代的な圃場整備、およびその後の稲作の機械化は従来の圃場管理慣行に対し大きく改変をせまっている。

(3) 生産条件の近代化と個別対応

土地利用型農業における近代化は従来の共通の生産基盤保持の慣行を大きく変更し、個性性をつよめている。

圃場の整備は、土質・耕深・耕盤・用排水特性などの変化、水利慣行は田越し灌漑から圃場ごとの用水管理が可能になる。また、機械の出入りに便利な農道の整備による搬出入の自由の確保、水路、農道のコンクリート化による作業の省力などがあげられる。他方で機械化がすすみ、水稻単作的生産は農外就業との補完によって生産が行なわれる。また、複合経営においても集約作物の選択において多様性を示し、個性性をつよめている。したがって、個々の農家の経営条件にあわせた生産の展開が行なわれ農業生産過程の分割化も進み、作業の受委託を可能ならしめ、それに対応する専業受託農家を成立せしめている。

(4) 土地利用型農業における規模の選択

土地利用型農業生産における自立可能な規模の確保のためには相当な規模の拡大。それも借地ないし受託によ

る操業規模の拡大が必要であり、多分、必要面積を集落内のみを求めることはむずかしく、集落をこえた広域にわたらざるを得ない。しかし、散在する委託農家を求めることになるだけである。効率的な借地・受託稲作生産の拡大を図るには、極力集落における従来の土地管理慣行の合理化をはかるための土地利用調整組織の形成とそれに仲介された受委託関係の拡大が、将来の方向として検討されるべきである。また他のひとつは、集落内部の耕地についての関係農家による土地利用組織をつくり、計画的な土地利用を行う方向が考えられるべきである。

この場合の難点は、階層や類型が未分化である場合、集落内部だけでは経営間の補合、補完による展開がスムーズにいかない点があり、広域的な対応が必要とされる場合があるということである。生産の規模および調整組織の構成・範囲および生産者の経営業態お経営組織は、従来の集落や経営条件にこだわることなく、次にかゝる条件のもとで検討されるべきである。すなわち、①耕地規模条件、②販売条件に適した作付方式、③機械利用④地力再生産方法などである。

4 結 語

土地利用の集団化は、水利秩序に規制された水田利用の慣行を打破し、田畑輪換利用を実現するための基本的な要件である。当然水田利用を調整する組織体制を必要とすることになる。したがって合理的な調整組織の成立条件をあきらかにすることは重要な課題となる。調整の範囲は集落或いは旧村など都市化、土地改良状況、水利条件によりことなるが、水系または属地性によって土地利用単位の一定規模が設定されるべきであり、調整組織が適切に活動しうる範囲を設定することになる。また飼料作物、畑作物の作付けと水稻作とのローテーションあるいは田畑輪換利用など調整方法の条件が課題となる。さらに、選択作物が野菜など集約作物である場合、水稻作農家との間に互に生産力をおかさなない共通的な耕地条件を設定する必要が生じる。

生産については、生産者がそれぞれ土地利用の調整組織によって決められた条件にそって生産を行うことになる。しかし一方、利用条件に規制されて生産の不可能な農家については、生産を担当する担い手組織の形成（育成）が必須の要件となってくる。この担い手農家群の組織化にあたっての組織形態の選択は、共同利用・部分・全面受委託、賃作業、賃貸借など、生産集落の農家条件生産性の程度によって選択されなければならない。その活動範囲についても、集落内外にわたる選択は、地域の

農家条件によって異なることになる。なお、生産技術の問題は、麦・大豆の安定多収技術の平準化が急がれること、加えて、集団条件として地力維持保全対策と、水稲～畑作の作付方式の合理的なあり方が課題としてあげられる。

この研究は、小林裕富農部長の総括によっておこなわれた。現地の調査にあたっては、伊勢普及所西出正幸主査、一志普及所中井弘主査、四日市普及所川森久主査の協力を得た。また調査をお願いした水谷総吾原区大豆・麦生産組合長、松原孝明原区長、長谷川正一庄村農家実行組合長、寺本正宣AMC専務には多大な御配意にあづかった。なおこの研究は愛知県総合農試経営部を主査県とし、栃木・埼玉との協力によりおこなわれた。この間、現中国農業試験場、田口三樹夫経営研究室長の指導と協力および御高閲を得た。以上、こゝに附記して謝辞とする。

〈附〉 参考文献および資料

- 1) 田口三樹夫 (1981) : 水田利用再編の展望—農業。農村の活性化を促すか、地上, 56・8
- 2) 永田恵十郎 (1978) : 集団的土地利用と地域農業, 農林統計調査, 78・8
- 3) 鈴木福松 (1976) : 土地利用の再編と農業経営, 農業経営研究, Vol 48 No.2
- 4) 小河内一司 : 永田集落を対象とした土地流動化条件の解明、三重県農技セ営農部資料16 P1~24
- 5) 小河内一司 : 三重農技セ営農部資料17, P2~37
- 6) 関東東山東海地域技連会議事務局 (1982) : 水田利用再編対策関連研究の成果及び設計概要書, 技術連絡会議資料No.85, 57-2, P19
- 7) 東海農政局三重統計情報事務局 (1979~80) : 三重県農林水産統計年報
- 8) 農林水産省統計情報部 (1981) : 1980年センサス三重県統計書
- 9) 沢辺・木下編 (1979) : 地域複合農業の構造と展開、農林統計協会
- 10) 鈴木福松 (1979) : 土地利用の再編と農業経営, 楽游書房
- 11) 高橋正郎 (1973) : 日本農業の組織論的研究, 東京大学出版会